

令和3年1月25日

## 第144回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第144回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年1月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号  
会議年月日 令和3年1月25日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎3階大会議室

出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、  
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 10番 多田靖志

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池 今英

農地係長 多田 由香子

本日の案件 第144回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について  
議案第57号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について  
議案第58号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について  
議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を8番、河内克倫委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第144回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言いたします。10番、多田靖志委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。 1月4日、遠野市農業委員会仕事始めの式。職員に対して伝統の訓示を行ってございます。 1月20日、令和2年度遠野市農業再生協議会臨時総会に出席してございます。 以上です。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>事務事業経過報告書をご覧ください。 12月27日、遊休農地解消活動といたしまして遠野緑峰高校エゴマ搾油依頼ということで北上市に行っていました。農業委員さんが行っております。 1月12日、農地法等申請締切日でした。 1月18日、農地転用等現地確認調査です。 1月21日、令和2年度第10回運営委員会を開催しました。 本日、第144回遠野市農業委員会総会を開催しております。この後、令和2年度第4回農業委員会だより編集委員会議を開催いたします。 1月26日以降の主な行事予定です。 1月27日、第1回遠野市農業委員会委員選考委員会。 2月2日、第2回遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会。 2月10日、農地法等申請締切日。 2月15日、農地転用等現地確認調査。 2月16日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会。 2月18日、令和3年度いわてポラーノの会理事会。 2月18日、同じく、いわてポラーノの会総会。 2月18日から19日まで、令和2年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会。 2月22日、令和2年度第11回運営委員会。 2月22日から3月12日まで、令和3年3月遠野市議会定例会。 2月25日、第145回遠野市農業委員会総会。総会后、第4回農地利用最適化推進検討会。 2月上旬、令和2年度第5回農業委員会だより編集委員会議。 2月中旬、令和3年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会、そして、令和3年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議が開催されます。 報告は以上です。</p>
議	長	<p><b>【報告】</b> 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>1 ページから 4 ページまでです。報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出に係る専決処分 の報告についてです。農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第 5 条第 2 項の規定により専決処分したので同条第 3 項の規定により報告するものです。</p> <p>件数は 21 件です。内容は、備考欄の方の死亡により取得者が農地を相続で取得したものです。ほとんどは子が相続したもので、18 件あります。妻が相続したものは、番号 4 番、8 番、13 番の 3 件です。一部担い手等に貸しているのは、番号 1 番、4 番、5 番、8 番、11 番、12 番、15 番、18 番の 8 件です。それ以外の 13 件につきましては自己耕作、現状維持となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>1 2 番 委 員</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>4 番が、妻が相続という説明でしたが。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>間違えました。訂正いたします。4 番は妻ではなく母でした。失礼いたしました。よって、母が 1 件、妻が 2 件ということになります。訂正いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>5 ページです。報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は 2 件です。</p> <p>番号 1 番、別の方に農地を貸すために解約するものです。</p> <p>番号 2 番、借人に贈与するために解約するもので、関連といたしまして議案第 58 号 3 番でご審議いただくこととなります。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第 3 号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>6 ページです。報告第 3 号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第 5 条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第 6 条の規定により報告するものです。件数は 3 件です。</p> <p>番号 1 番、下底部の縁を盛土して地形を解消するものです。場所は銀河の森総合運動公園の住宅付近の農地です。</p> <p>番号 2 番、段差を解消するために盛土するもので盛土した後は農地として使用していくものです。</p> <p>番号 3 番、収穫した野菜の保管や作業休憩場所として、プレハブの作業小屋を設置</p>

	<p>するものです。場所は●●町の■■■■■付近の、■■■付近の農地になります。 3件とも施工時期、施工業者は記載のとおりです。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b> 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に9番、綱木秀治委員、11番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>第144回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計10件、98,876.95㎡。 利用集積、今月計12件、73,735㎡。 法第4条、今月計なし。 法第5条、今月計なし。 適用外、今月計なし。 法第18条第6項、今月計2件、5,055㎡。 以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b> 次に日程第2、議案第57号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページ、10ページです。議案第57号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。 番号2番3番、貸人が高齢で耕作できないことから、申請地の隣接地を耕作している借人に賃貸借で貸し付けるものです。 番号4番5番、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。 番号6番、貸人と借人はこれまで基盤法で賃貸借していましたが、期間満了により、農地法第3条で貸し借りするものです。 以上6件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当、菊池です。推進委員3名、農業委員2名、事務局2名で現地を確認</p>

		しました。事務局がただいま説明したとおりであります。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。	
推 進 委 員	●●地区担当推進委員、菊池利男です。事務局2名、農業委員3名、推進委員2名で現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり、間違いございません。以上です。	
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しました。暫時休憩いたします。	
	(休憩)	
議 長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。4番について質疑ございませんか。	
	[「なし」と呼ぶ者あり]	
議 長	暫時休憩いたします。	
	(休憩)	
議 長	会議を再開いたします。4番を除く5件について質疑ございませんか。	
	[「なし」と呼ぶ者あり]	
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。	
	(休憩)	
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。	
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]	
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。	
	(休憩)	
議 長	会議を再開いたします。	
	【日程第3】	
議 長	次に日程第3、議案第58号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。	
農 地 係 長	11 ページです。議案第58号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は労力不足により耕作できないことから売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号2番、譲受人は規模拡大のため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請に	

	<p>より譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、これまでも耕作している譲受人に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号4番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>事務局から説明されたとおりです。確認しました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>1月18日に農業委員会事務局より2名、私ども推進委員と農業委員、計7名で現地を確認しました。農業地域で、集落の地域ですので経営の再確認をした経過がございます。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>菊池利男です。1月18日、9時半から現地確認を行いまして、特に問題はございません。譲受人は63歳でまだまだ元気ですので、大丈夫だと思います。以上で終わります。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当推進委員の佐藤芳夫です。現地確認は今月18日、農業委員会事務局から2名、農業委員、推進委員、計4名で現地を確認しました。場所は■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の間くらいに位置する場所で行いました。何ら問題ないことを確認しました。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第4】</b></p> <p>続きまして日程第4、議案第59号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>12ページから14ページまでです。議案第59号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は12件で、利用権設定の新規が5件、更新が7件となっています。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p>

		<p>番号2番、3番、更新です。  番号4番、新規で、契約期間10年の貸借権設定です。  番号5番、新規で、契約期間5年の貸借権設定です。  番号6番、新規で、契約期間5年の貸借権設定です。  番号7番から11番まで、更新です。  番号12番、新規で、契約期間5年の貸借権設定です。  申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【その他】</b>  その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>それでは事務局。</p>
事務局次長		<p>事務局から3点、その他についてです。  1点目は活動報告書です。封筒に入れてお配りしております。2月分と、3月分が1日だけになりますけれども、3月2日までに提出お願いします。今回は早いですが、最適化交付金の活動実績の関係上、できれば早めをお願いします。  それから印刷物で、岩手県農業会議通信の67号をお配りしましたので、ご覧願います。  それから、女性農業委員の皆様は活動研修会のご案内をお配りしていただきましたので、出欠について2月1日までに事務局に報告をお願いいたします。  以上です。よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>その他。</p>
農地係長		<p>農業者年金の加入推進についてです。  11月25日の加入推進研修会で加入推進をお願いしているところではございますが、残り今年度2カ月となりましたので、各町での取り組みについてよろしくお願いたしたいと思っております。今日現在、11月25日以降、新規の加入は0となっておりますので、ぜひとも3月までには加入者1人でも2人でも加入させたいというところでありますので、引き続き加入推進をよろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>その他。</p>
事務局		<p>ありません。</p>



議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第 144 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>午後 2 時 35 分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>
-----	---